

令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金
の処分について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 2 条第 2 項の規定により、令和 3 年度鹿沼市下水道事業会計未処分利益剰余金 571,082,557 円のうち、100,000,000 円を利益積立金に、196,409,777 円を建設改良積立金にそれぞれ積み立てるとともに、274,672,780 円を資本金に組み入れることについて、議会の議決を求める。

令和 4 年 8 月 2 4 日提出

鹿沼市長 佐 藤 信